

# 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」 (高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)の一部改正について(案)

平成28年6月10日  
日本証券業協会

## I. 改正の趣旨

平成26年12月16日に公表された「『インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会』中間報告書」及び平成26年度「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」において、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)(以下「ガイドライン」という。)の適用対象となるインターネット取引について、明確化すべきとの提言及び意見が寄せられたことを受け、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「ワーキング・グループ」という。)において検討を行ったところである。

今般、ワーキング・グループでの検討結果等を踏まえ、ガイドラインの明確化等を図るため、一部改正を行うこととする。

## II. 改正の骨子

- (1) 担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し発注する行為について、以下の内容を明確化するための改正を行う。
  - ① 担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し発注する行為について、受注に関してはガイドラインの適用はなく、翌日以降の役席者による受注や、約定結果の確認・連絡の手続きは必要ないこと。
  - ② 勧誘前の役席者による承認は受けたものの、翌日以降の役席者による受注等の手続きを回避するために、担当営業員が高齢顧客をインターネット取引に誘導することはガイドラインの趣旨に反していること。
  - ③ 上記②の担当営業員による誘導によりインターネットで発注されていないか等のモニタリングを実施すること。
- (2) 担当営業員が高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行わず、高齢顧客がウェブサイト上の表示・サービスに基づき、自発的にインターネット取引を行う場合について、以下の内容を明確化するための改正を行う。
  - ① 協会が提供するウェブサイト上の表示・サービスが、高齢顧客が行う検討の開始、商品の選定、情報の入手及び購入の判断の過程において、担当営業員が行う勧誘とは同等・同質の行為でない限り、ガイドラインの適用対象にはならないこと。
  - ② ワーキング・グループにおいて確認を行った平成27年10月時点において、ガイドライン

- の適用対象となるウェブサイト上の表示・サービスの類型は確認されていないこと。
- (4. 勧誘を行う場所、方法 Q4)

### Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。

#### パブリック・コメントの募集スケジュール等

##### (1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：平成 28 年 6 月 10 日（金）から平成 28 年 7 月 8 日（金）17:00 まで（必着）
- ② 提出方法：郵送又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：[public@wan.jsda.or.jp](mailto:public@wan.jsda.or.jp)

##### (2) 意見の記入要領

件名を「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 5 条の 3 の考え方の一部改正について」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ① 氏名又は名称
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 法人名又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

- 本件に関するお問い合わせ先：自主規制企画部（Tel：03-3667-8470）

以 上

**「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」  
(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)の一部改正について(案)**

平成 28 年 6 月 10 日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<p>Q 4 : インターネット取引についても高齢顧客の取引に関する規則を定める必要はありますか。</p> <p>A : <u>インターネット取引における高齢顧客の取引に関しての規制については、インターネットにより発注する行為そのものではなく、発注の前段階としての投資勧誘規則第5条の3に規定する「勧誘による販売」に該当する行為の有無について考えることとなります。高齢顧客がインターネットにより発注するか否かにかかわらず、担当営業員が高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行うのであれば、当該勧誘行為については、役席者による事前承認等が必要と考えます。</u></p> <p><u>一方、担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し発注する行為については、顧客自身がIDとパスワードを入力してログインするとともに、「銘柄」及び「数量又は金額」を入力して行うものですから、受注に関しては本ガイドラインの適用はなく、翌日以降の役席者による受注及び約定結果の確認・連絡の手続きは必要ないと考えます。</u></p> <p><u>また、勧誘前の役席者による承認は受けたものの、翌日以降の役席者による受注等の手続きを回避するために、担当営業員が高齢顧客をインターネット取引に誘導することが本ガイドラインの趣旨に反していることは言うまでもありません。役席者による事前承認等を得た、担当営業員による勧誘を伴う取引が、担当営業員による誘導によりインターネットで発注されていないか等のモニタリングを実施することが考えられます。</u></p> <p><u>担当営業員が高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行わず、高齢顧客がウェブサイト上の表示・サービスに基づき、自発的にインターネット取引を行う場合について、協会が提供しているウェブサイト</u></p>	<p>Q 4 : インターネット取引についても高齢顧客の取引に関する規則を定める必要はありますか。</p> <p>A : <u>インターネット取引は顧客自身がIDとパスワードを入力してログインするとともに、「銘柄」及び「数量又は金額」を入力して行うものですから、投資勧誘規則第5条の3に規定する「勧誘による販売」に該当する行為がなされない限り、同条の適用対象にはならないと考えます。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>上の表示・サービスは、高齢顧客が行う、検討の開始、商品の選定、情報の入手、購入の判断の過程において、担当営業員が行う勧誘とは同等・同質の行為でない限りは、本ガイドラインの適用対象にはならないと考えます。なお、平成27年10月時点において、上記に該当する表示・サービスの類型は確認されていません。</u></p> <p><u>また、現時点で確認できていない新技術等によるウェブサイト上の新たな表示・サービスの類型については、担当営業員が行う勧誘と同等・同質の行為と認められる場合には、本ガイドラインの適用対象となり得る場合もありますので、ご留意ください。</u></p>	